

TEAM IN KYOTO 会員規約

平成 27 年 9 月 18 日制定

「基本理念」

本会は、革新的医療機器開発・上市をめざし、企業連携、産学連携による
コラボレーションを通じて、ものづくりに関するさまざまな課題に対して、
ソリューションを提供する。

「規約」

1. 入会資格

本会への入会希望者は、下記の条件を全て満たす場合に、正会員一名の紹介状
を持参して入会することができる。

- (1) 日本国内で、事業を営む個人企業及び法人

2. 正会員の義務

正会員は、次の全ての義務を負うものとする。

- (1) 当規約及び運用規程を遵守すること
- (2) 別途定める「機密保持契約」を締結すること
- (3) 会費を納めること

3. 退 会

会員は、何時でも本機関から退会することができる。但し、会計年度途中での退会
については、支払済み会費は返還しない。

4. 会費

本会の会計は、会費を収入にあて、各種事業に取り組む。

会計年度は毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終了する。

- (1) 年会費は 6 万円とし、10 月 31 日までに支払いを済ませる。
- (2) 月会費を希望する場合、月額 1 万円を月初めの会に出席する時に支払いする。

5. 事務局

企画・運営は YANCHERS 株式会社が実施し、人件費や機材等の必要な財務的措置
を講ずることができる。

6. 会計報告

事務局 YANCHERS 株式会社 より年間収支報告を年度末に行う。

年度の余剰金にあたっては次年度予算に繰越しする。